



# 障がいのある子どものより良い 就学に向けて

＜市町村教育委員会のための就学相談・支援ハンドブック＞

大阪府教育委員会

教 育 振 興 室

支 援 教 育 課

## は じ め に

国においては、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた検討や法整備を約6年の歳月をかけて進め、平成26年2月19日より、日本でその効力が生ずることとなりました。

「障害者の権利に関する条約」の理念を踏まえたインクルーシブ教育システムの構築については、平成23年8月に一部改正された「障害者基本法」第16条の中に明記され、「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならぬ」ということが示されています。

さらに、平成24年7月、中央教育審議会初等中等教育分科会の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」で示された「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である」との提言を踏まえ、平成25年9月には、「学校教育法施行令」の一部が改正されました。

大阪府においては、これまで、「ともに学び、ともに育つ」教育を基本とし、障がいのある児童・生徒等の自立と社会参加をめざす教育を推進してきました。各市町村においても、本人や保護者の意向を最大限に尊重し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学の実現に努めていただいているところですが、インクルーシブ教育システムの構築という国の動きを踏まえ、これまでの取組みをより一層確実なものにしていただく必要があります。

そこで、この度、大阪府教育委員会は、平成25年10月に文部科学省がとりまとめた『教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～』を参考に、『障がいのある子どものより良い就学に向けて＜市町村教育委員会のための就学相談・支援ハンドブック＞』を作成しました。

本冊子の作成に当たっては、「就学相談に関わるワーキング会議」を立ち上げ、市町村教育委員会支援教育担当指導主事の方々の協力を得ながら、今後の就学相談・支援の在り方について協議してまいりました。本ワーキング会議での協議を踏まえ、各市町村で行われる就学相談・支援に当たってのポイントや留意事項をあげながら、大阪府の考え方や今後の方向性を本冊子にまとめています。

障がいのある子どものより良い就学に向け、各市町村教育委員会で本冊子をぜひ、ご活用いただき、本人・保護者の願いや教育的ニーズに寄り添う就学相談・教育支援のより一層の充実に努めていただくことをお願いいたします。

平成26年3月 大阪府教育委員会 教育振興室 支援教育課長

# 目 次

## 1. インクルーシブ教育システムの構築に向けた国の動き P 4

- 「障害者基本法」の一部改正について
- 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」について
- 「学校教育法施行令」の一部改正について
- 「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」
- 「障害者差別解消法」について
- 「障害者の権利に関する条約」について

## 2. 市町村教育委員会における就学相談・支援の在り方 P 10

### ◇ 就学相談の流れ＜モデル＞と留意点について P 12

1. 早期からの相談支援
2. 就学相談に関するガイダンス
3. 本人・保護者との出会い
4. 情報収集の在り方
5. 教育相談にはあがってこないが、配慮を要する子どもの把握について
6. 学校見学、体験入学の在り方
7. 保護者からの意見聴取の在り方
8. 専門家及び教育支援委員会（仮称）等からの意見聴取の在り方
9. 合理的配慮の検討、決定
10. 就学先決定に当たっての市町村教育委員会の姿勢

11. 「個別の教育支援計画」の作成・活用について
12. 就学後のフォローアップと柔軟な対応

### 3. 就学相談に関するQ & A

P 2 0

### 【資料編】

P 2 7

1. 移行期における「個別の教育支援計画」作成モデル
2. 就学前の相談・支援シートから就学後の「個別の教育支援計画」へのつなぎモデル
3. 市域における各機関組織体制モデル
4. 福祉部局と連携して作成した「個別の教育支援計画」の紹介モデル

(文部科学省資料)

- ・「障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）」  
（「教育支援資料」（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）参考資料）
- ・「合理的配慮」と「基礎的環境整備」  
（共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）参考資料）

## 1. インクルーシブ教育システムの構築に向けた国の動き

### ○「障害者基本法」の一部改正について（平成23年8月5日公布）

（目的）【第1条関係より】

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。

（概要）<一部抜粋>

■第2条（定義）「障がい者」の定義

- ・『障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう』
- ・『社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう』

■第4条（差別の禁止）社会的障壁の除去を義務付け

- ・『その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない』

■第16条（教育）インクルーシブ教育の理念

- ・『年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等、必要な施策を講じなければならない』
- ・『国及び地方公共団体は、人材の確保及び資質の向上、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない』

○「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための  
特別支援教育の推進（報告）」について  
(平成 24 年 7 月 23 日 中央教育審議会初等中等教育分科会)

(経緯)

- ・平成 22 年 7 月 12 日 文部科学省の審議要請により、中央教育審議会初等中等教育分科会の下に「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」を設置
- ・平成 22 年 12 月 24 日 中間とりまとめ「論点整理」を発表
- ・平成 23 年 5 月 27 日 「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」において、『合理的配慮等環境整備ワーキンググループ』を設置
- ・平成 24 年 2 月 13 日 ワーキング報告
- ・平成 24 年 7 月 23 日 本報告

(概要) <一部抜粋>

- 共生社会の形成に向けて
  - ▶ インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
    - ・『インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要』
- 就学相談・就学先決定の在り方について
  - ▶ 早期からの教育相談・支援の充実
  - ▶ 就学先決定等の仕組みの改善
    - ・『就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域や状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当』
    - ・『市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当』
- 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備
  - ▶ 「合理的配慮」の基礎となるのが「基礎的環境整備」
- 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進
  - ▶ 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの環境整備
  - ▶ 特別支援学校のセンター的機能の一層の活用
  - ▶ 交流及び共同学習の推進
- 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等
  - ▶ すべての教員についての養成・研修

## ○「学校教育法施行令」の一部改正について（平成 25 年 9 月 1 日公布）

⇒文部科学事務次官通知より、改正の趣旨及び内容等を通知（平成 25 年 9 月 1 日）

（概要）<一部抜粋>

### ■ 就学先を決定する仕組みの改正（第 5 条及び第 11 条関係）

- ・『市町村の教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適當であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから 2 月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならないこと』
- ・『市町村の教育委員会は、就学予定者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから 3 月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならないこと』

### ■ 障害の状態等の変化を踏まえた転学（第 6 条の 3 及び第 12 条の 2 関係）

- ・『特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行うこと』

### ■ 視覚障害者等による区域外就学等（第 9 条、第 10 条、第 17 条及び第 18 条関係）

- ・『視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること』
- ・『視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること』

### ■ 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大（第 18 条の 2 関係）

- ・『市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、小学校、中学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聞くものとすること』

## ○「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」

（平成 25 年 10 月 4 日 25 文科初第 756 号）

⇒改正学校教育法施行令の趣旨及び内容等を踏まえ、就学手続きを含めた早期からの一貫した支援等について通知

（概要）<一部抜粋>

### ■ 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

- ・『障害のある児童生徒等がその年齢、能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること』
- ・改正学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づく意見の聴取は、十分な時間的余裕を持って行い、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重

### ■ 特別支援学校への就学

- ・『……障害が、学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する程度のもののうち、市町村教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。』

### ■ 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

- ・特別支援学級において教育を受けることが適当と認める者の障害の種類や程度、留意事項を明示
- ・通級による指導を受けることが適当と認める者の障害の種類や程度、留意事項を明示

### ■ 早期からの一貫した支援について

- ・乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備
- ・就学前施設や療育機関等で作成された支援計画等に適宜資料の追加等を行い、情報を一元化する小・中学校等へ引き継ぐ取組み等
- ・柔軟な転学について、関係者間で共通理解とすることが適当
- ・早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点からの「教育支援委員会」（仮称）が適当

○「障害者差別解消法」について（平成 25 年 6 月 26 日公布・  
平成 28 年 4 月 1 日施行）

⇒ 「障害者基本法」第 4 条（差別の禁止）を具体化

（目的）

障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現をめざすもの。

（概要）

I 差別を解消するための措置

- ・差別的取り扱いの禁止（国・地方公共団体等・民間事業者による「障がいを理由とする差別」の禁止）
- ・合理的配慮の不提供の禁止（国・地方公共団体等は法的義務）

（具体的な対応）

- ・差別を解消するための取組みについて、政府全体の方針を示す「基本方針」の作成
- ・行政機関等ごと、分野ごとに障がいを理由とする差別の具体的な内容等を示す「対応要領」・「対応指針」の作成

II 差別を解消するための支援

相談・解決の体制整備、地域における連携、啓発活動、情報収集等

## ○「障害者の権利に関する条約」について

(経緯)

- ・平成 18 年 12 月 13 日 国連総会で採択
- ・平成 20 年 5 月 3 日 発効
- ・平成 25 年 12 月 4 日 締結のための国会承認
- ・平成 26 年 1 月 20 日 批准書寄託
- ・平成 26 年 2 月 19 日 日本において発効

(条約の趣旨)

- ◆ 障がい者の人権・基本的自由の享有の確保、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定
  - ・障がいに基づくあらゆる差別（「合理的配慮」の否定を含む）の禁止
  - ・障がい者の社会への参加・包容の促進
  - ・条約の実施を監視する枠組みの設置等

(定義) <一部抜粋>

- ・「障害を理由とする差別」とは、障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限
- ・「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの
- ・「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計

(第 24 条 教育)

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度及び生涯学習を確保する。
  - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
  - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
  - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

## 2. 市町村教育委員会における就学相談・支援の在り方

### <ポイント>

- 1 地域の小・中学校で受け入れるという意識をもって、就学相談・支援をスタートする。
- 2 本人・保護者の思いをしっかり受け止め、信頼関係を築きながら就学相談・支援を進める。
- 3 就学移行期の「個別の教育支援計画」の作成・活用を通じ、合理的配慮の提供等について保護者との共通認識を醸成する。
- 4 地域の小・中学校への就学に向けての適正な情報提供と学校見学・体験入学の充実を図る。

国は、今般、就学前の決定の仕組みを改める等の学校教育法施行令の一部を改正し、インクルーシブ教育システムの構築に向けて大きく動き出しました。これまで、本施行令第22条の3に該当する者は特別支援学校への就学を原則とし、例外的に認定就学者として地域の小・中学校への就学を可能としてきた現行規定を改め、子どもの可能性を最も伸長する教育が行われることを前提に、本人・保護者の意見を可能な限り尊重した上で、総合的な観点から市町村教育委員会が判断していく仕組みになりました。（資料編 文部科学省資料参照）

大阪府では、これまでもすべての子どもが「ともに学び、ともに育つ」教育を基本に支援教育をすすめ、就学相談・支援においても、幼児・児童・生徒の教育的ニーズの把握に努めるとともに、本人・保護者の意向を最大限に尊重した就学相談・支援の充実を図ってきましたが、今回の「学校教育法施行令」の改正を踏まえ、障がいのある児童生徒の就学相談・支援において市町村教育委員会は、障がいの程度に関わらず、地域の小・中学校から始まる就学相談をスタートし、地域の小・中学校で受け入れるという意識を持って、就学相談・支援を進めていく必要があります。

就学先の決定は、保護者にとっての最大の関心事項の一つです。就学相談・支援を進めるに当たっては、本人・保護者の思いをしっかりと受け止めるとともに、教育的ニーズを把握し、適切な教育・支援のための方向性を保護者と一緒に考えていくという姿勢が求められます。学校や関係部局と連携して就学移行期間における「個別の教育支援計画」の作成や必要となる合理的配慮の検討及び提供等を進め、保護者との信頼関係に基づいた十分な説明を行い、保護者との合意形成を図りながら、就学先を決定していくことが大切です。

また、保護者の多くは、就学を予定している学校が、自分の子どもにどのような学習内容・環境を設定し、どのような方法で指導・支援してくれるのか、具体的に知りたいと考えています。このような保護者の思いに応え、保護者の十分な理解を得るため、具体的な情報提供の機会となる学校見学や体験入学を充実させることも重要です。学校見学や体験入学を実施する学校は、市町村教育委員会と同様に、本校で受け入れるという意識を持つことが大切です。

今回の学校教育法施行令の改正では、就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの子どもの発達の程度や適応の状況等を勘案した上で、小・中学校から支援学校への転学または支援学校から小・中学校への転学といったような、双方向での転学ができるようになりました。平成25年10月に文部科学省初等中等教育局特別支援教育課から出された『教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～』では、「就学相談の初期の段階で、就学先決定についての手続きの流れや就学先決定後も柔軟に転学等ができるなどを本人・保護者に予め説明を行うことが必要である。」と記されています。

今回の改正の趣旨を踏まえ、「柔軟な転学」を行うに当たっては、本人の教育を第一に考え、本人にとってより良い就学先変更でなければならないということを、保護者を含め、すべての関係者が共通理解するとともに、そのためには、教育相談や「個別の教育支援計画」に基づく関係者による会議などを定期的に行い、必要に応じて「個別の教育支援計画」を見直すなど、就学後のフォローアップ体制を整備していくことが強く求められます。

## ◇ 就学相談の流れ<モデル>と留意点について

※印の留意点を後述

- 保健センター・療育施設等福祉部局との早期支援連携  
⇒ 就学相談に関する情報提供
- 幼稚園・保育所・認定こども園等への就学相談ガイダンス  
⇒ 民間を含む就学前機関との連携システム構築
- 保護者を対象とした就学相談ガイダンス

※1<早期からの相談支援>

※2<就学相談に関するガイダンス>

月～  
就学相談の申し込み、相談の開始  
(相談の継続)

移行期の「個別の教育支援計画」の作成・活用

「基礎的環境整備」と「合理的配慮」の検討・決定

<市町村教育委員会>  
○本人・保護者との面談  
▶教育的ニーズの把握と必要な支援の検討

※3<本人・保護者との出会い>

○子どもの観察及び情報収集  
▶就学前施設への訪問等

※4<情報収集の在り方>

※5<教育相談にはあがってこないが、配慮を要する子どもの把握について>

○学校見学、体験入学の同行

※6<学校見学、体験入学の在り方>

◆関係課との連携・予算要求  
◆保護者からの意見聴取  
◆教育支援委員会（仮称）等の開催

※7<保護者からの意見聴取の在り方>

※8<専門家及び教育支援委員会（仮称）等からの意見聴取の在り方>

※9<合理的配慮の検討、決定>

○教育的ニーズと必要な支援についての合意形成

※10<就学先決定に当たっての市町村教育委員会の姿勢>

○就学先の決定  
▶「認定支援学校就学者」の該当通知

※11<「個別の教育支援計画」の作成・活用について>

月～  
学校見学、体験入学

7月～  
就学に関する相談会  
(教育委員会・関係機関  
・学校等)

月  
就学時の健康診断等

月  
就学先の決定  
月～  
就学先との教育相談  
体験入学

○就学先の検討、変更

※12<就学後のフォローアップと柔軟な対応>

乳幼児期

移行期

就学後

## ※1 <早期からの相談支援>

- 保護者にとって子どもの就学は、最大の関心事項の一つである。子どもが乳幼児期の早期から、少しでも不安があると、「どこに相談へ行けばよいのか」「必要な情報を収集するためにはどうすればよいのか」等、できるだけ早い段階で適正な情報を知りたいものである。

教育委員会と関係部局、関係機関等が連携し、保護者が早い段階から就学相談に関する情報を知ることができるシステムを確立・整備していくことが必要である。

### 【例】

- ・ 幼児期の健康診断及び療育相談等で就学相談に関するパンフレット等を配付
- ・ 就学相談に関するガイダンスの実施
- ・ 保護者への支援教育に関する研修の機会の提供
- ・ 保護者が就学に関する不安を抱いた時や知りたいことがある場合に、気軽にアクセスできるホームページの作成

## ※2 <就学相談に関するガイダンス>

- 保護者が安心して就学相談に臨むことができるよう、本格的な就学移行期の相談が開始される以前の適切な時期に、本人・保護者に対して就学に関するガイダンス（就学相談の概要と流れ、入学までのスケジュール等の説明）を行うことが必要である。

### 【ガイダンスの内容例】

- ・ 就学相談の概要や流れ
  - ・ 就学先決定の基本的な考え方  
(本人にとってより良い就学先決定であること、保護者の意向が最大限尊重されること、実際の就学先決定後も障がいの状態等を踏まえ、柔軟に転学が可能であること等)
  - ・ 就学相談や学校見学・体験入学等の年間スケジュール
- 就学決定後に就学先等を変更する必要性が生じた場合、「個別の教育支援計画」に基づく教育支援委員会（仮称）等の関係者会議の実施や、計画の定期的な見直しを行った上で、柔軟に転学できることを保護者及び小・中学校や支援学校の教職員に対して、周知を図ることが重要である。
  - 小学校、支援学校小学部に就学するまでに子どもたちは、幼稚園、保育所、療育施設等に通っていることから、就学相談に関するガイダンスを就学前機関・施設等にも行き、早期から支援を行っている機関・施設等への情報提供も大切である。

市町村教育委員会が就学前機関・施設等と連携し、本人・保護者に就学に関する情報提供を行うことは、市町村教育委員会にとっても早い段階から支援が必要な子どもの状況を把握することができ、就学相談に十分な時間を確保することができる。

### ※3 <本人・保護者との出会い>

- 就学先決定には、市町村教育委員会、教育、保育の担当者、保健・福祉・医療担当者等、多くの関係者が関わることになり、これらの関係者が相互に密接な連携を図ることが必要となる。  
保護者がどこに相談に行けばよいのかわからなくなったり、繰り返し異なる機関に出向くことへの負担感を抱かないよう、市町村教育委員会の就学相談担当窓口を明確にしておく必要がある。域内に住所が存する子どもの適切な就学についての責任を負っているのは、市町村教育委員会であることに留意する。
- 最初の出会いが子どもの障がいの状態に関する質問や調査で終わることのないよう、本人・保護者のニーズや思いに寄り添いながら、子どもの教育に関わる保護者のより良い相談者として相互の信頼関係を築くための第一歩とする。
- 担当者には個人情報に関する守秘義務があることを保護者に伝えておく。
- 地域の小・中学校または支援学校に保護者が相談に行った時に、マイナス要素の情報提供だけにならないよう留意する。  
また、市町村教育委員会が作成した障がいの状況等や本人・保護者の教育的ニーズを聞きとるための共通シート等を活用するなど、客観的な子どもの状況把握に努める。

保護者は、市町村教育委員会に自分の子どもを進んで受け入れようとする姿勢が見られないと、心を開いて相談することはできない。障がいのある幼児・児童・生徒の就学相談は、障がいの程度に関わらず、地域の学校からスタートし、地域で受け入れるという姿勢のもと、保護者の抱えている悩みを受け止め、保護者の心情に傾聴し、共感的理解に努める必要がある。

この姿勢は、学校の管理職や教職員も同様となる。市町村教育委員会の姿勢と学校の姿勢に違いがあったり、違った情報提供を行うと、保護者は不安になり、学校への信頼をも失くしてしまうことに留意する必要がある。

### ※4 <情報収集の在り方>

- 幼稚園・保育所・療育施設等から子どもの支援内容や支援方法等の情報を収集するために、子どもの行動場面を観察する必要がある。子どもの状況に応じて直接的なかかわりや働きかけを通じ、情報収集を行うことが大切である。
- 「できる」か「できない」かだけを把握するのではなく、どのような支援や配慮があれば、安心して学校生活が送れるのかなど、就学後の具体的な支援につなげるという観点で、子どもの状況把握を行うことが大切である。

- 関係者が複数で観察を行い、多様な観点から行動観察する必要がある。子どものとった行動について、保護者や幼稚園・保育所等の就学前機関等の関係者の考えを聴くことなども求められる。
- 保護者面談等を通じて情報収集する際には、子どもの障がいの状態やできないこと、課題となる行動ばかりを尋ねるのではなく、保護者がうまく関わっている点などを評価しながら、得意なことや好きなこと等を把握する必要がある。
- すでに幼稚園や保育所等で「個別の教育支援計画」が、障がい児通所支援事業所等で「個別支援計画」等が作成されている場合、市町村教育委員会は、それらを有効に活用し、移行期における「個別の教育支援計画」を作成する等、必要な支援内容が着実に引継がれるよう、継続性を意識した取組みを構築する必要がある。
- 私立幼稚園や民間保育園、他市の幼稚園等に通っている子どもの情報収集や就学相談を円滑に進めるためには、日頃から支援教育に関する情報提供を行う機会（就学に関する説明会・ガイダンス等）を設定する等、公私間での連携システムを構築しておく必要がある。

#### ※5 <教育相談にはあがってこないが、配慮をする子どもの把握について>

- 早期からの支援の対象になっていない子どもや、配慮をするが、保護者が就学相談を希望しないケースも存在することから、市町村教育委員会は、就学前機関・施設との連携・協力のもと、子どもどうしが関わる場面等を観察する機会を積極的に設定し、配慮をする子どもの状況把握に努める必要がある。  
また、子どもの状況によっては、就学前機関・施設を介して、保護者の就学相談に対する主体性を引き出すことも必要である。

#### ※6 <学校見学、体験入学の在り方>

- 学校見学が単なる学校施設の見学だけではなく、見学場面における学習内容や活動のねらいを学校側が分かりやすく具体的に説明することが大切である。その際、学校の活動や取組みがわかる資料等を活用することが有効である。
- 学校見学は、本人・保護者とともに、できる限り市町村教育委員会の担当者が同行し、就学後に必要となる環境整備や具体的な配慮について、関係者で共有することが望ましい。
- 体験入学は特別な行事等の参加だけではなく、就学後のイメージが持ちやすいよう、学校は普段の生活やさまざまな学習場面が体験できるよう考慮する。  
また、子どもや保護者の不安を軽減させるため、一度の体験だけではなく複数回、計画的に実施するなど、スムーズな就学につながるように配慮する。

- 地域の小・中学校から始まる就学相談をスタートし、地域の小・中学校で受け入れるという意識を持って就学相談を行うことから、支援学校の見学・体験入学の前に地域の小・中学校への見学・体験入学を行うことが望ましい。体験入学に当たっては、参加する子どもが温かい雰囲気の中で楽しく活動できるよう、全教職員が共通理解を図る。

障がいのある子どもが就学前に学校見学や体験入学を行い、模擬的に学校生活を送ることはとても重要である。保護者にとっても、自分の子どもが実際に授業に参加している姿を見学することは、子どもの適性や学校の教育内容、支援方法について、客観的に知る良い機会となるとともに、受け入れる学校にとっても、子どもの特性の把握や入学後の支援体制を検討するための具体的な情報となる。

#### ※7 <保護者からの意見聴取の在り方>

- 就学先について、保護者から意見聴取を行う際には、これに先立ち、就学先及び就学後の支援の内容、就学先で得られる教育効果等についての説明や情報提供を行った後、保護者が考える時間を十分確保しておく必要がある。早急に判断をせまることのないように注意する。  
また、保護者が疑問や不安に思うことがある場合には、いつでも相談できることを伝えておくことも大切である。
- 保護者の意向は、最大限に尊重されることを伝えつつ、本人の教育的ニーズは何かを第一に考え、必要な支援について合意形成を行う必要がある。合理的配慮の内容についても、合意形成を図ることが望ましい。
- 相談した保護者が孤立しないように、あらかじめ、家族間で十分相談しておくことを勧めておく。  
また、学校見学会や体験入学の際に、すでに就学している子どもの保護者から話を聴ける機会を設定すると、就学を考えている保護者の不安や疑問に丁寧に応じることができる。
- 中学校又は支援学校中学部への進学時においても、保護者からの意見聴取は行わなければならない。その際、発達の状況を踏まえつつ、別途本人の意見聴取を行うことが望ましい場合もある。

#### ※8 <専門家及び教育支援委員会（仮称）等からの意見聴取の在り方>

- 就学先の検討に当たっては、教育支援委員会（仮称）等を設置し、教育学、医学、心理学等専門家の意見を聴取することが必要である。

なお、専門家からの意見聴取は、市町村教育委員会が就学先の決定を行うに際して、その判断に資するよう実施されるものであり、就学先を決定するものではない。あくまでも、保護者の意向を最大限に尊重した上で、市町村教育委員会が就学先を決定することに留意することが重要である。

#### ※9 <合理的配慮の検討、決定>

- 市町村教育委員会や学校は、地域の学校で受け入れるという意識を持って、合理的配慮の検討を行う必要がある。

「障害者の権利に関する条約」において、合理的配慮の否定は、障がいを理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

- 合理的配慮の決定に当たっては、学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなっているが、体制面や財政面ばかりが前面に出ると、保護者は就学を拒否されたと感じてしまうことに十分留意する必要がある。

- 発達段階や合理的配慮の観点を踏まえ、現在必要とされている合理的配慮は何か、何を優先して提供する必要があるか、などの共通理解を図り、市町村教育委員会及び学校と本人・保護者が「個別の教育支援計画」を作成する中で、合理的配慮についての合意形成を図っていくことが望ましい。

- 合理的配慮は子ども一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであることから、本人・保護者との面談や子どもの観察等を通じて、子どもの興味・関心や健康状態等をきめ細かに把握する必要がある。

また、早い段階から学校施設の担当部局や財政部局とも情報の共有を行い、必要となる環境整備等を就学に向け、計画的に進めていく必要がある。

#### ※10 <就学先決定に当たっての市町村教育委員会の姿勢>

- 大阪府がこれまで大切に進めてきた「ともに学び、ともに育つ」教育を継承・発展させ、インクルーシブ教育システムの構築に向け、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できる限り同じ場でともに学ぶことをめざし、就学先決定を行うことが大切である。

- 市町村教育委員会が本人・保護者に対し、適切な説明および情報提供を十分に行うとともに、本人・保護者の意見を最大限に尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が本人にとって、最も適切な就学先と一緒に考えていく姿勢が必要である。
- 就学先決定にあたっては、子どもの障がいの状態、教育的ニーズに応じた環境が確保され、必要な支援の内容等について保護者と学校とで合意形成を行っておく必要がある。そのためには、市町村教育委員会が本人・保護者の意見を十分に聞き、就学移行期における「個別の教育支援計画」等を作成・活用し、共通認識を醸成していくことが重要である。

#### ※11 <「個別の教育支援計画」の作成・活用について>

- 障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導や、乳幼児期から学校卒業後までを見通した一貫した支援が計画的、組織的に行われるよう、「個別の教育支援計画」を作成し、効果的に活用することが重要である。
- 厚生労働省と文部科学省の連名で出された「児童福祉法の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」（平成24年4月18日）で、「個別の教育支援計画」に係る教育と福祉の連携が明記されていることを踏まえ、障がい児相談支援事業所等において作成される障がい児支援利用計画等との連携を図ることも重要である。
- 就学移行期の「個別の教育支援計画」については、本人・保護者はもちろんのこと、関係者間がこれまでの支援状況や配慮すべき内容、教育的ニーズ等を共通認識し、就学する学校での教育支援に引き継がれるものであることから、市町村教育委員会が中心になって作成・活用し、就学先の学校に引き継いでいくことが適当である。  
決定し、提供される合理的配慮の内容については「個別の教育支援計画」に明記し、定期的な見直しを行うことが大切である。
- 合理的配慮は、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであるため、市町村教育委員会及び学校が当該児童生徒の状況把握を行い、「個別の教育支援計画」を作成する中で、本人・保護者と合意形成を図っていく必要がある。

#### ※12 <就学後のフォローアップと柔軟な対応>

- 就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの子どもの発達段階や適応の状況等を勘案しながら、地域の小・中学校から支援学校の転学又は支援学校から地域の小・中学校への転学といったように、双方向での転学ができることをすべての関係者の共通理解とすることが重要である。

- 就学相談のガイダンス時にも、柔軟に転学できることを本人・保護者に説明を行い、関係者の共通理解とすることが重要になる。就学時における就学先の決定が、決して固定されたものでないと事前に知っておくことは、保護者にとっても就学後の不安が軽減され、安心して就学相談に臨むことができると考えられる。
- 転学に当たっては、本人・保護者の教育的ニーズを踏まえるとともに、転学先の学校となる学校について適切な情報提供を行う必要がある。  
また、専門家等からの意見を聴取した上で、本人にとってより良い「学びの場」の変更となることが重要である。
- 就学後の指導・支援についての見直しや検討をすすめるために、就学時のみならず就学後も引き続き教育相談を行う必要がある。  
また、巡回相談を実施したり、「個別の教育支援計画」に基づく関係者や教育支援委員会（仮称）等による会議を定期的に実施したりするなど、就学後も支援の継続性を確保するフォローアップ体制の充実が不可欠である。
- 転学の決定に当たっては、現在学んでいる学校の環境や「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の内容を見直し、子どもの状況に応じて必要となる指導・支援の検討及び本人の進路等についても十分に思料した上で、市町村教育委員会が責任を持って行う必要がある。
- 障がいの状態の変化以外の理由で、本人・保護者等から転学の希望が出た場合は、市町村教育委員会や学校は、転学に至った経緯や背景を分析し、学校の指導・支援等に課題があれば、それらの改善に努めることが、まず必要である。
- 小・中学校から支援学校の転学、支援学校から小・中学校への転学というように双方向での転学が考えられる。普段から支援学校におけるセンター的機能やブロック会議等を活用し、市町村教育委員会と支援学校とが密接に連携していくことが求められる。

### 3. 就学相談に関するQ&A

Q 就学先決定の仕組みが改められたことにより、障がいのある子どもすべてが、地域の小・中学校へ就学することを基本とするべきですか。

A 平成25年9月の「学校教育法施行令」一部改正を踏まえ、文部科学省は「教育支援資料」（平成25年10月）の中で、「障害のある児童生徒の教育の基本的な方向性としては、障害のある子供と障害のない子供が、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その場合にはそれぞれの子供が、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかが最も本質的な視点である」と明記しました。

市町村教育委員会は、「ともに学び、ともに育つ」教育を基本に、本人・保護者の意向を最大限に尊重した上で、個々の障がいの特性や教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、地域の状況等を踏まえた総合的な観点から本人にとってより良い就学先を決定していく必要があります。

Q 施行令第22条の3の就学基準に該当しない子どもは、「認定特別支援学校就学者」として、支援学校への就学が認められないのですか。

A 支援学校に就学できる児童生徒は、学校教育法施行令第22条の3の就学基準に該当する障がいの程度であることが前提となりました。よって、就学基準に該当しない子どもは、「認定特別支援学校就学者」とすることはできません。

ただし、就学基準に該当するかどうかの判断が難しいケースもあることから、市町村教育委員会は、本人の障がいの状況を十分に把握することが必要です。基本は、地域の小・中学校への就学という方向で就学相談を進め、必要な支援の内容や本人・保護者の意向を受けとめた上で、市町村教育委員会が総合的に判断し、就学先を決定していくことになります。

Q 就学先の決定について、保護者と合意形成に至らない場合は、どうすればよいでしょうか。

A 就学先の決定については、就学相談の時間を十分かけるとともに、移行期における「個別の教育支援計画」を保護者と一緒に作成していく中で、合意形成を図ることが大切です。円滑に、合意形成を図るためにには、就学先で提供できる支援の内容、期待できる教育効果等について、分かりやすく、丁寧に説明するとともに、課題点を明確にした上で、体験入学を複数回実施することも必要です。

保護者との信頼関係をしっかりと構築し、本人にとってより良い就学となるよう、就学相談を進めていきましょう。

Q 就学相談の段階で保護者から、小学校就学後に支援学校への転学はできるのかと問われた場合、どのように対応すればよいでしょうか。

A 保護者には、就学時の「学びの場」が固定されたものでないことを、就学相談に関わるガイダンス時等を活用して伝えておく必要があります。転学は、子どもにとって環境が大きく変わるため、子どもの発達の程度や適応の状況、必要となる支援や配慮等を保護者・関係者間で共有し、「個別の教育支援計画」に基づいて話し合う必要があることも伝えるようにしましょう。

また、保護者には、就学後も相談・支援が継続されることをお知らせし、転学の必要性が生じた場合には、いつでも相談できる支援体制があることも伝えておきましょう。

Q 柔軟な転学ができることが示されました。本人・保護者が希望すれば、いつでも転学することはできるのですか。  
また、転学の理由として、どのようなものが認められますか。

A どのような状況があって、転学の希望が出されているのかを、学校及び市町村教育委員会が的確に把握する必要があります。

「個別の教育支援計画」を見直すとともに、本人・保護者が必要としている支援内容や環境整備等が実現できるものであり、改善策が見られる状況があれば、速やかな対応が必要です。最終的に、市町村教育委員会で転学が適切と判断した場合も、転学する時期については、転学先の学級編制や支援体制が整う新年度に合わせる等、子どもを取り巻く環境や支援体制の状況を勘案して、府教育委員会と十分相談する必要があります。

改正前の転学事由は、「障害の状態の変化」によるものとされていましたが、今回の改正では、その他に「教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化」が追加されました。

転学には、さまざまな理由があると思いますが、教育環境が大きく変わることでのリスクを伴う場合もあります。市町村教育委員会には、本人・保護者及び専門家の意見を聴取し、本人の教育を第一に考え、慎重に判断することが求められます。

Q 学校教育法施行令第18条の2において、保護者及び専門家からの意見聴取の拡大が示されました。中学校進学時にも保護者の意見聴取を行うこととなっていますが、改めて就学相談を行う必要がありますか。

A 今回の改正では、小学校から中学校・中学部への進学時に、小学校への新就学の児童を対象としたような就学相談や教育支援委員会（仮称）開催等の手続きは想定していません。しかし、中学校進学時にも、保護者からの意見聴取は必ず行わなければならなくなつたことから、市町村教育委員会においては、責任を持って保護者の意向を確認できるシステムを構築する必要があります。

また、中学校進学時では、保護者の思いと本人の教育的ニーズが異なることもあり得ることに留意し、別途、小学校長が本人の意向を直接聴取する場を設定することも必要です。

Q 保護者から、就学先での具体的な支援や配慮について、すぐに対応できないような要望が出てきた場合、できないことは「できない」とはっきりと伝えてよいでしょうか。

A 「障害者の権利に関する条約」において、「合理的配慮」という新たな概念が提唱され、「合理的配慮」の不提供は、障がいを理由とする差別に含まれるとされています。「障害者差別解消法」では、「合理的配慮」の提供を、国・地方公共団体の法的義務と規定しています。

学校での「合理的配慮」については、各学校の設置者及び学校が、体制面・財政面をも勘案し、必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなど、保護者と合意形成を図った上で決定し、提供していくことが大切です。

財政上、すぐに提供できない事情がある場合でも、「今、できることは何か」、「どんな工夫ができるか」といったことを、保護者には肯定的に伝え、共通理解を図っていきましょう。

Q 「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の違いは何ですか。

「合理的配慮」の具体的な例を教えてください。何か基準はありますか。

A 「合理的配慮」は、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定されます。「基礎的環境整備」は、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で行う教育環境整備であり、「合理的配慮」の基礎となるものです。(資料編 文部科学省資料参照)

「合理的配慮」は個々の状況に応じて提供されるものであるため、決まった内容や基準というものは示されていませんが、初等中等教育分科会の報告では、「合理的配慮」を提供するに当たっての観点を、①教育内容・方法 ②支援体制 ③施設・設備について類型化し、観点ごとに各障がい種に応じて例示しています。

また、国では、現在、「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」を実施し、「合理的配慮」の実践事例を収集し、データベース化を進めしており、平成26年度中には閲覧できる予定となっています。

## 「基礎的環境整備」と「合理的配慮」について

\* 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）中央教育審議会初等中等教育分科会（報告） H24 年 7 月 23 日より引用

障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は、各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。

「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」、と定義した。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

### 「基礎的環境整備」

- ①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ②専門性のある指導体制の確保
- ③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④教材の確保
- ⑤施設・設備の整備
- ⑥専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧交流及び共同学習の推進

### 「合理的配慮」

<「合理的配慮」の観点① 教育内容・方法>

<①-1 教育内容>

- ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- ①-1-2 学習内容の変更・調整

<①-2 教育方法>

- ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- ①-2-2 学習機会や体験の確保
- ①-2-3 心理面・健康面の配慮

<「合理的配慮」の観点② 支援体制>

- ②-1 専門性のある指導体制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

<「合理的配慮」の観点③ 施設・設備>

- ③-1 校内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

Q 保護者から、支援学級には入級しないが、個別に支援してほしいという希望があった場合、どのように対応すればよいですか。

A まずは、子どもの状況について保護者と話し合い、教育的ニーズを把握することから始めます。個別に支援する必要性や具体的な支援の内容についても、「個別の教育支援計画」等を保護者と一緒に作成するなどして、具体的な話し合いを進めましょう。

支援教育は、知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とするすべての児童生徒を対象として実施するものであることから、個別の支援を実施する条件として、支援学級への入級を保護者に勧めることは不適切です。

## 【資料編】

1. 移行期における「個別の教育支援計画」作成モデル
2. 就学前の相談・支援シートから就学後の「個別の教育支援計画」へのつなぎモデル
3. 市域における各機関組織体制モデル
4. 福祉部局と連携して作成した「個別の教育支援計画」の紹介モデル

(文部科学省資料)

- ・障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）  
（「教育支援資料」（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）参考資料）
- ・「合理的配慮」と「基礎的環境整備」  
（共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）参考資料）

1. 移行期における「個別の教育支援計画」作成モデル

就学後の「個別の教育支援  
計画」・「指導計画」の作成  
に活用する相談資料

H 年度 連携相談資料

児童・生徒名	性:男・女	年月日	年 月 日 ( )歳	
保護者名		記載者	連名可	
住所・連絡先	〒 - Tel:		記載日	年 月 日
所属機関		学年・組 など		
障がいに 関する情報 (医療・生活・特性 等)	診断名・手帳・関係する諸機関名等の情報を含む			

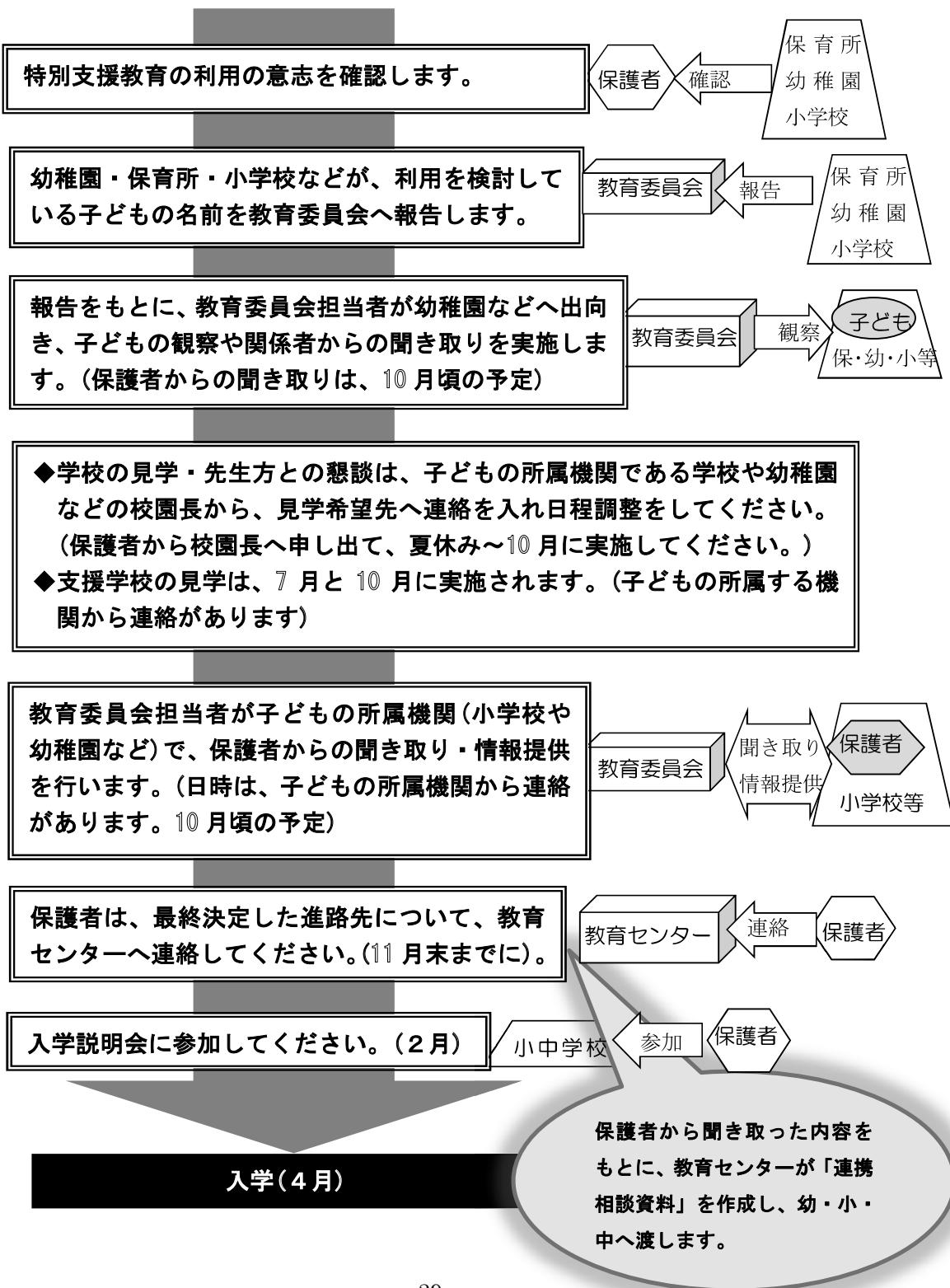
子どもの課題と配慮・支援の内容

子どもの課題(生活・学習・社会性など)	支援・配慮の内容(所属機関や家庭で)
①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
進路等の希望・ 保護者の願い	

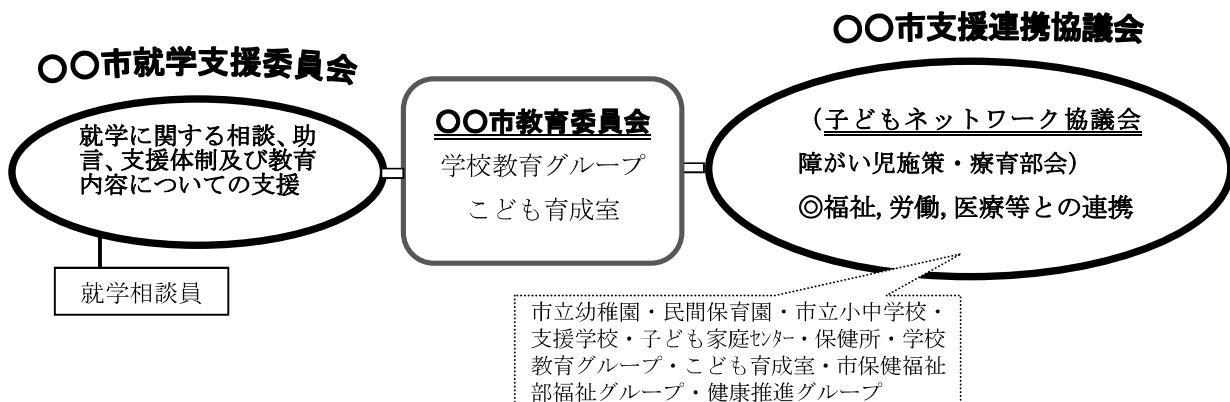
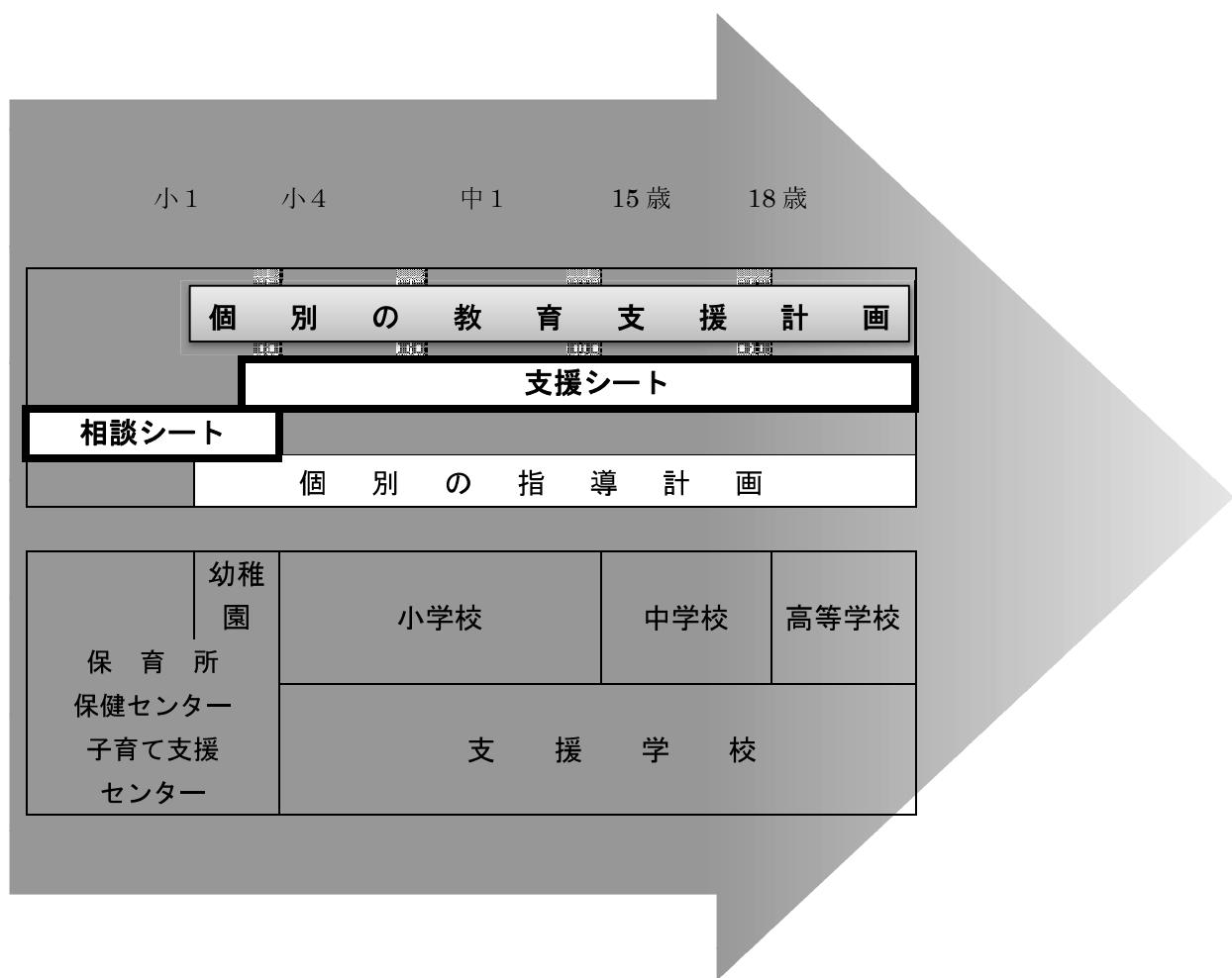
※生育歴・教育歴等の情報は、○○市統一シートを活用します。

保護者に関係機関に情報提供してもよいことを確認しています。

(保護者向けに作成された就学相談の流れに関するパンフレットより)



2. 就学前の相談・支援シートから就学後の「個別の教育支援計画」へのつなぎモデル



(関係機関へ)

## 「相談シート」・「支援シート」の 活用について

〇〇市子どもネットワーク協議会  
〇〇市教育委員会

このシートは、子どもが楽しい学校生活を送れるよう、保健センター・保育園・幼稚園が学校と協力して保護者とともに取り組んでいくものです。保護者と子どもが主体となり、シートを相談のきっかけにするなどして有効活用していただくことで、気軽に相談を入れるようにと考えています。また、入園・入学・進学等の移行期をスムーズにスタートするため、家庭で工夫されていることや学校園で取り組まれていることなど、ヒントになることを教えていただきます。

支援の必要な子どもについて、もれなくシートを記入し、次の機関へつないでいくのではなく、あくまでも保護者主体で利用したいと考える方に活用していただくものです。

### ① 保健センター

入園を考える時期に、園との相談のきっかけに使っていただくことを基本に、記入を勧めてください。

### ② 保育園・幼稚園

保健センターより引き継いだものについては、続きに記入します。

新たに作成するものについては、園で保護者と話し合い、記入を勧めます。

小学校に上がる時期には、支援学級・通級指導教室対象児を中心に、支援シートNo.1の記入を勧めます。

### ③ 学校

保育園・幼稚園から引き継いだ支援シートNo.1は継続します。

保育園・幼稚園から引き継いだ相談シートを参考に、学校で保護者と話し合い、支援シートNo.1の記入を勧めます。

No.2の長期目標は、1年・4年・中学1年時にそれぞれ検討し、作成していきます。

### ④ その他の機関

保健所では、入学等の相談のきっかけとして作成を勧める必要がある場合は、支援シートNo.1を勧めます。

(支援シートの記入例)

支援シート No. 1-A

作成日：平成 年 月 日

(ふりがな) 名前		性別	生年月日	平成 年 月 日
(ふりがな) 保護者名		緊急時 連絡先	① [ ○○の携帯電話 ] ( )-( )-( ) ② [ ○○の職場] ( )-( )-( )	
現住所	〒 妊娠中から就学前ごろまでの成長の様子を大まかに記入してもらう。 4期に分けていて、時期は目安なので、ずれてもかまわない。			

生育歴

(成長・発達等で気になったことがあれば記入してください)

保護者が記入  関係機関担当者が聞き取って記入

どちらかにチェック  
マークを記入

妊娠中や出産時の様子

妊娠中に体調をくずし、8か月目から安静にしていました。9か月目に自然分娩で出産し、体重は○gでした。

1歳6か月児健診の頃の様子

けいれん発作をおこすようになり、○○病院で検査を受けました。発語が遅いことも気になっていました。

3歳6か月児健診の頃の様子

他の子どもといっしょに遊ぶより、一人でミニカーで遊ぶことが多かったです。健診のときに、保健センターの人から幼稚教室を勧められ、通いだしました。

5歳の頃の様子

4歳のときに○○病院で自閉症と診断され、その後、○○に通うようになりました。また、○○病院でてんかんと診断されました。

参考になることや特定の曜日などがある場合は、備考欄に記入してもらう。

保育所（園）・幼稚園・施設等の入所（園）の記録

保護者が記入  関係機関担当者が聞き取って記入

入所（園）の年度	保育所（園）・幼稚園・施設等の名称	備 考
平成 年 月～	○○園	
平成 年 月～	○○幼稚園	月曜と水曜に登園する。
平成 年 月～		

内容に変更があった場合は、保護者に新しい「支援シート  
No. 1-B」へ記入してもらい、ファイルに追加していく。

支援シート No. 1-B

作成日：平成 年 月 日

○ 本人の様子（生活・コミュニケーション・認識・技術・身体の動き・情操等について）

保護者が記入 関係機関担当者が聞き取って記入

健康面や生活習慣等、今もっとも気になっていることについて

薬が合わなくなり、発作の回数が増えています。また、夜寝るのが遅くなり、朝起きにくくなっています。

好きなこと・得意なこと	苦手なこと・いやがること
自動車が好きです。自動車の写真を見て、その名前を当てるのが得意です。	大きな音や、子どもの泣き声をいやがります。
家族のことで伝えておきたいこと  妹とは、家で仲良く遊びます。月曜は祖父が学校まで迎えに行きます。	その他、伝えておきたいこと（通院、服薬等）  月に1回〇〇病院で検査を受けています。

○ 医療機関での診断名

[ 自閉症、てんかん、アトピー性皮膚炎 ]

○ 手帳

療育手帳 ( 有・無 )	障がいの程度 ( A, ①, B 2 )	身体障害者 手帳 ( 有・無 )	( ) 級	精神障害者 保健福祉手帳 ( 有・無 )	( ) 級
	障がい名 自閉症				
	取得年月日	年 月 日		年 月 日	

○ 関係機関（福祉関係、医療関係、NPO等）からの支援

保護者が記入 関係機関担当者が聞き取って記入

どこにいつごろから、どのような支援を受けているかを記入してもらう。

（ 保健センターの幼児教室 ）に（ 3歳7ヶ月 ）ごろから

支援内容 親子遊びや育児指導を受けています。

保護者として、今後どのように成長していってほしいかを記入してもらう。

（ 〇〇病院耳鼻咽喉科 ）に（ 3歳 ）ごろから

支援内容 2週間に1回の言葉の指導を受けています。

（ NPO法人〇〇 ）に（ 4歳 ）ごろから

支援内容 子育て相談や交流会へ参加しています。

本人の成長についての願い 保護者が記入 関係機関担当者が聞き取って記入

同じ学年の人との関わり合いが増えていくことを願っています。

自分で服を着替えられるようになり、食べ物の好き嫌いを減らしてほしいです。

3年先ぐらい後にどのように成長していくほしいかについて、  
本人・保護者からの聞き取りとNo.1の内容をもとに、学校園の  
担当者が記入する。

成日：平成 年 月 日

学校園名

名前

〇〇 〇〇

### 本人・保護者の願い

本人は、友だちと仲よくなりたいと思っている。

保護者は、本人が学校や家で穏やかに過ごしてほしいと願っている。

また、自分でできることが増え、人との関係や行動できる範囲が広がってほしいと願っている。

「願い」をもとに、3年程度後にめざしている子どもの成長した様子について、学校園の担当者が原案を記入し検討会議で検討。  
・「生活」「コミュニケーション」「認識」「技術」「身体の動き」「情操」の6項目の中から3項目程度について設定し、「個別の指導計画」へつながるようにする。

#### 長期目標 (3年程度をめどに)

- 生活
- コミュニケーション
- 認識
- 技術
- 身体の動き
- 情操

- ・朝に1日のスケジュールを確認することで、落ち着いて生活することができる。
- ・同じ学年や学級の子と、場面に応じた会話ができる。
- ・手先を使った作業を、事前に示された内容で最後までできる。

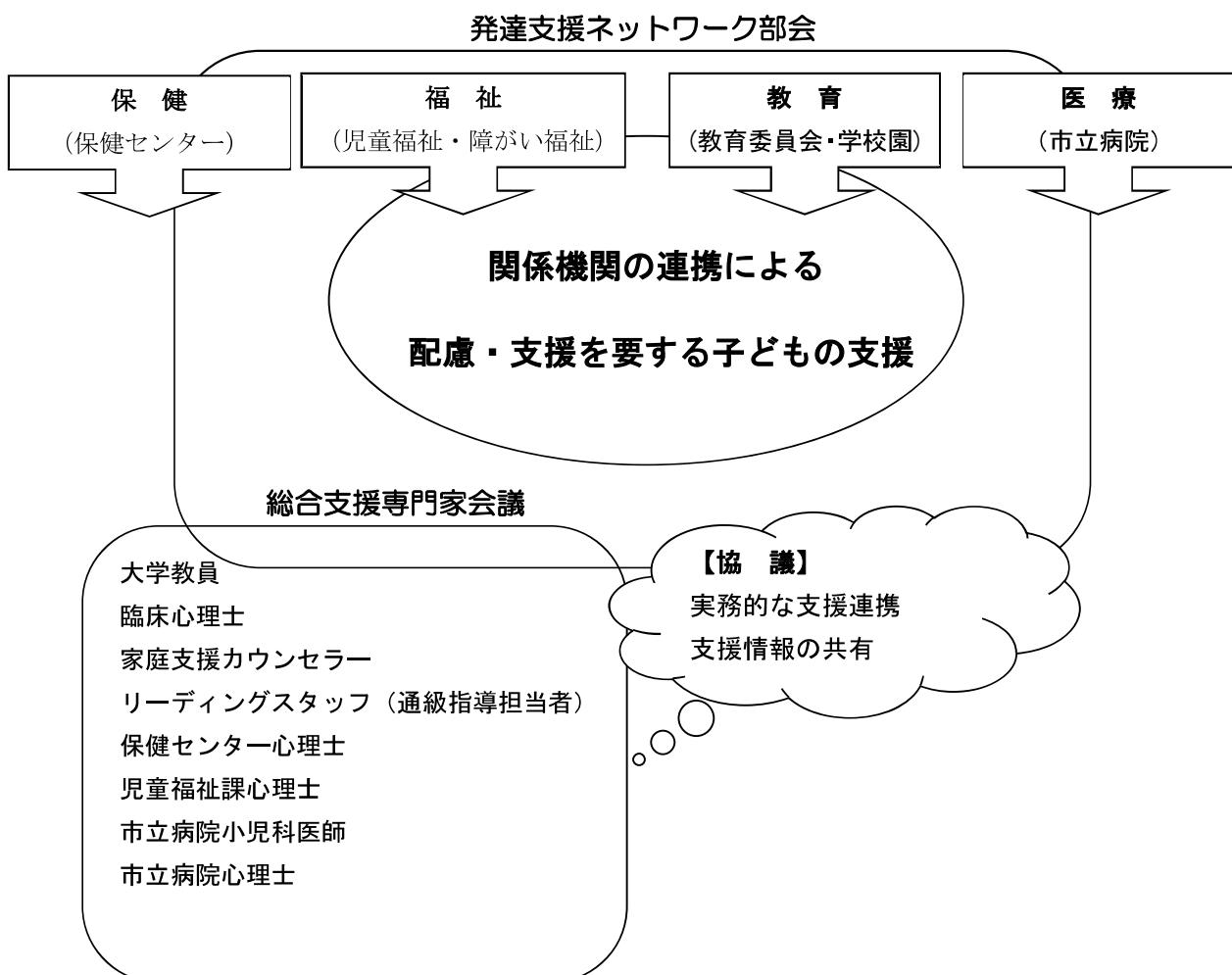
目標を達成するための情報、意見などを記入する。  
また、「どんなところに相談に行ったらよいのか」など、有益な情報も記入する。

記入した段階で、内容を保護者に確認する。

〇〇市子どもネットワーク協議会『教育支援計画検討会議』

### 3. 市域における各機関組織体制モデル

- 福祉・保健・医療・教育の各部局と市域周辺の保健所や子ども家庭センター、支援学校などの外部機関によって「発達支援ネットワーク部会」を組織。
- 「発達支援ネットワーク部会」では、障がいのある子どもたちに対する関係機関が連携した早期よりの支援をめざして、協議会や家族交流会などを開催し、その推進を図る。



- 市教育委員会では「総合支援専門家会議」を設け、市内の関係機関において発達相談、巡回相談、診療、療育、教育などの業務にたずさわる医師、心理士、教職員や大学教員、N P O等の外部機関の専門家による、実務的な支援連携や支援情報の共有システムについての研究、協議を行う。

#### 4. 福祉部局と連携して作成した「個別の教育支援計画」の紹介モデル

##### 【保護者の方へ】

- 保護者の方は、内容をご確認の上、承諾の年月日、名前を記入してください。  
このファイルは、乳幼児期から成人まで、様々な機関で受けた支援内容を積み重ね、一貫した継続的な支援ができることをめざして作られました。  
このファイルをもとに、保護者の方と所属機関の関わる支援者が、お子さんの状況を適切に共通理解し、積極的に支援に活用していただければと思います。
- 1. このファイルは、お子さんに関わる支援者にお子さんのことをより理解していただくために、個人情報や関係機関に関する情報が多く含まれています。  
そのため、使用時にはプライバシーに十分配慮して慎重に取り扱います。
- 2. このファイルの作成は、本人及び保護者の同意に基づきます。作成されたファイルは本人と保護者のものです。保護者の方の判断でお子さんの不利益になるような項目はご記入いただかなくともかまいません。承諾なしに複写をすることや支援に関係の無い第三者に情報を提供することは禁止されています。  
・ 転園や転校、卒園や卒業されましたが、一旦本人又は保護者にお返しします。その際、受領書を記載し、現所属機関に提出してください。次に行われる機関に保護者がこのファイルをお持ちください。

### 【先生方へ】

- 先生方がファイルを適切に活用していただくために、活用例・留意事項が示してあります。十分に内容をご確認の上、活用してください。

#### 活用について

このファイルは、新しくお子さんと関わる人たちに、お子さんの様子を理解して適切に対応してもらうために作られたものです。そのため、まずはファイルに書かれている内容を丁寧に読んでください。

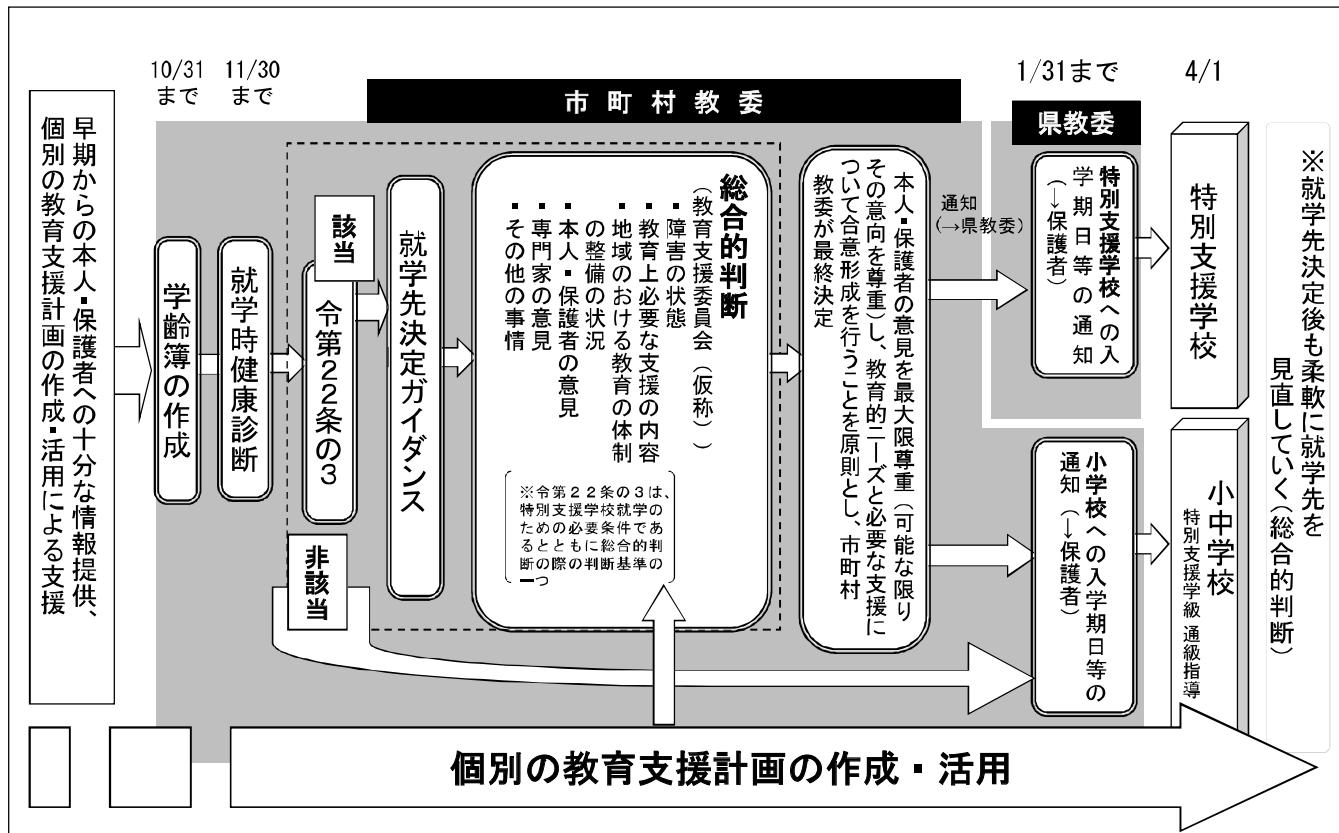
もし理解しにくいことがあれば、以前お子さんがどのように支援されていたのか、どのような環境で過ごしていたのかを前所属機関に問い合わせてください。お子さんをより理解することでお子さんに合わせた対応がしやすくなります。是非、お子さんの情報をしっかり理解して、活用してください。

#### 〈活用例〉

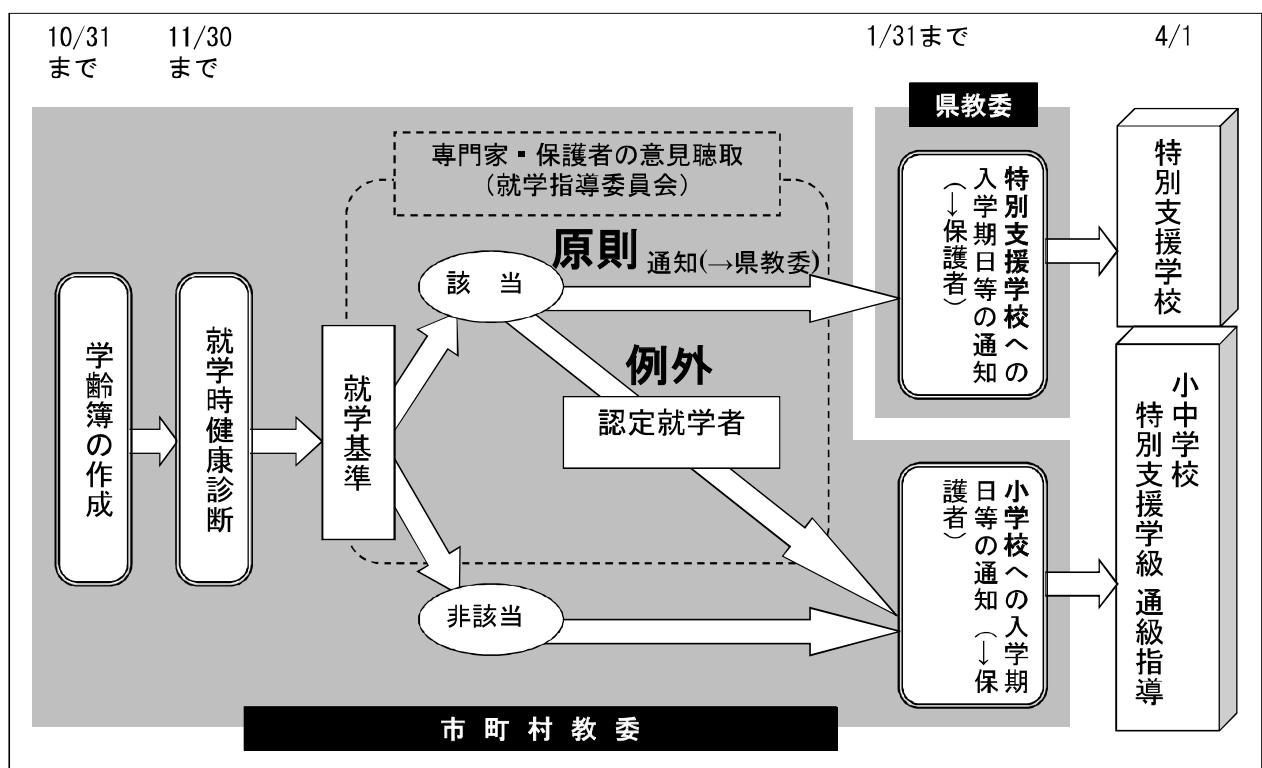
1. 入園・入学時に「あゆみファイル」を読み、家庭訪問・個人懇談等でお子さんの様子を保護者と話し合うときに、「あゆみファイル」に書いているお子さんの様子と比較しながら、懇談を持つ。
2. 「あゆみファイル」には、お子さんとの関わり方が具体的に書いてあるので、普段お子さんと関わるときにそれを意識しながら関わる。
3. 所属が変わると、「あゆみファイル」に今までの支援内容を記載した書類を追加し、次の所属へ引継ぐ時に使用する。

## 障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

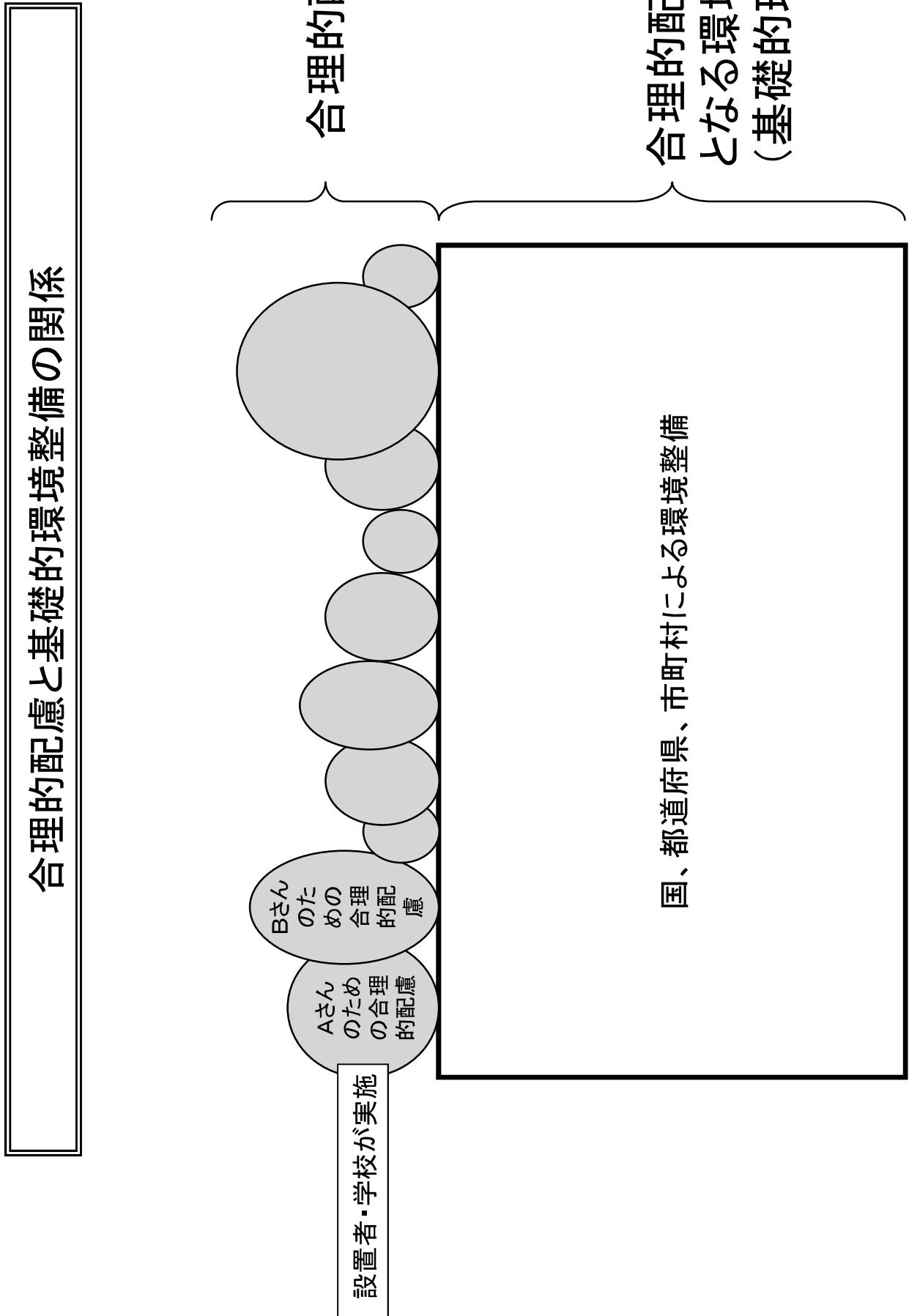
### 【改正後(学校教育法施行令)】



### 【改正前(学校教育法施行令)】



## 合理的配慮と基礎的環境整備の関係



## 参考引用

- 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（中央教育審議会初等中等教育分科会）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm)

- 「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」  
(文部科学省初等中等教育局長)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm)

- 「『教育支援資料』  
～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～」  
(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm)

## 「就学相談に関わるワーキング会議」

構 成
摂津市教育委員会
枚方市教育委員会
大東市教育委員会
門真市教育委員会
交野市教育委員会
東大阪市教育委員会
柏原市教育委員会
富田林市教育委員会
藤井寺市教育委員会
大阪狭山市教育委員会
太子町教育委員会
岸和田市教育委員会
泉佐野市教育委員会
岬町教育委員会
大阪府教育委員会 支援教育課



教育委員会事務局 教育振興室 支援教育課 平成 26 年 3 月発行  
〒540-8571 大阪市中央区大手前 2 丁目 / TEL 06-6941-0351